

第 1 回安芸高田少年自然の家利活用検討委員会次第

日時 平成 29 年 6 月 26 日（月）10：00～
場所 安芸高田少年自然の家

● 委嘱状交付

1. 開 会 (副市長あいさつ)

2. 委員紹介 【資料 1】

3. 市行政関係職員紹介 【資料 1】

4. 説 明

(1) 安芸高田少年自然の家利活用検討委員会について【資料 2】

5. 協議事項

(1) 利活用の検討の方向性について【資料 3】

(2) 安芸高田少年自然の家の現況について【資料 4】

(3) 安芸高田少年自然の家の施設の説明

(4) 質疑応答

6. 事務連絡

7. 閉 会

安芸高田少年自然の家利活用検討委員会委員

所 属		氏 名
県立広島大学 客員教授		吉長 成恭
安芸高田市商工会		今屋えい子
安芸高田市工業会		坂本 守夫
安芸高田市観光協会		住田 希
安芸高田市ふるさと応援の会		中田 幸子
地域代表		今田 基良
利用者代表		芦田 宏治
		金川 佳寛
		大中 康治

委員（行政）	副市長	竹本 峰昭
	企画振興部長	西岡 保典
	産業振興部特命担当部長	青山 勝

安芸高田少年自然の家利活用検討委員会について

1.設置の経緯

安芸高田少年自然の家については平成 29 年 3 月末日をもって廃止したが、地域住民などから廃止後の施設の利活用について要望もあることから、関係する市民・団体、外部の学識経験者による検討委員会を設置して、幅広い意見を求めることになった。

2.利活用検討の基本方針

- ・ 公共施設総合管理計画の主旨を鑑み、民間活力による施設改修、施設運営を基本とする。
- ・ 移住・定住及び地域の活性化に資する施設として活用する方向で検討する。
- ・ 利活用に当たっては、国史跡郡山城跡として課されている制約を遵守する。

3.検討委員会の構成

委員・・・15 名以内

- ・ 委員長：学識経験者
- ・ 委員（行政）：副市長、企画振興部長、産業振興部特命担当部長
- ・ 委員（民間）：地域代表者、利用団体代表者、商工会代表者、工業会代表者、観光協会代表者、ふるさと応援の会代表者（地域代表者及び利用者団体代表者以外は、まち・ひと・しごと創生総合戦略懇話会の委員と兼ねることとする。）
- ・ 事務局：地方創生推進課、政策企画課、生涯学習課、商工観光課

4.検討委員会の目的

広く利活用を呼び掛ける際の条件書を決定する。検討委員会では、その中に織り込むべき条件について検討する。

また、条件書に基づいて応募のあった利活用案について意見をいただく。

5.検討のスケジュール

時期	回	内容
6 月 26 日	第 1 回	主旨の説明、区域の制約の説明
7 月中旬	第 2 回	利活用の方向について意見集約
8 月上旬	第 3 回	利活用の方向について意見集約、まとめ
9 月上旬	第 4 回	利活用の条件書の案を提示、意見集約
10 月上旬	第 5 回	利活用の条件書の決定
⇒利活用の条件書を広く公開し、公募		
⇒応募があったものを取りまとめ		
1 月下旬	第 6 回	応募のあった案件について意見を集約

○安芸高田少年自然の家利活用検討委員会設置要綱

(平成 29 年 6 月 1 日訓令第 13 号)

(設置)

第 1 条 平成 29 年 3 月 31 日付で廃止した安芸高田少年自然の家(以下「少年自然の家」という。)の廃止後の利活用を検討するため、安芸高田少年自然の家利活用検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次の掲げる事務を所掌する。

- (1) 少年自然の家の利活用の方針及び少年自然の家を利活用する際の条件の決定
- (2) 応募のあった少年自然の家の利活用の案に対する意見の集約
- (3) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員長は、別表の学識経験者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第 4 条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ関係する市民及び職員の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(設置期間)

第 5 条 委員会は、第 2 条各号に掲げる事務の完了をもって解散する。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務局は、企画振興部地方創生推進課に置く。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員の同意を得て委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

別表(第 3 条関係)

番号	区分	所属
1	委員長	学識経験者
2	委員	副市長
3		企画振興部長
4		産業振興部特命担当部長(企業誘致・観光担当)
5		地域代表者
6		安芸高田少年自然の家利用団体代表者
7		安芸高田市商工会代表者
8		安芸高田市工業会代表者
9		安芸高田市観光協会代表者
10		安芸高田市ふるさと応援の会代表者

利活用の検討の方向性について

1.利活用の検討の基本方針

- ・ 公共施設総合管理計画の主旨を鑑み、民間活力による施設改修、施設運営を基本とする。

＜安芸高田少年自然の家について＞

年月	経 緯 等
H19.3	・「県立吉田少年自然の家」は、S48 年の設立以来、県立の広域的な機能を有する青少年教育施設としての役割を担っていたが、利用者数・宿泊者数の減少により、県立の青少年教育施設としては廃止されることになった。
H19.4	・安芸高田市は、「県立吉田少年自然の家」を広島県から譲渡を受け、安芸高田少年自然の家「輝ら里」として、安芸高田市の施設として運用を開始した。 ・市の施設として運用するにあたっては、青少年教育施設という性格に加えて、市民や地域に貢献する施設という性格も持たせた運用とした。 ・譲渡を受けた時点で建設から 34 年が経過し老朽化が進んでいたため、リニューアルを行ったが、今後 10 年の利用を見込んだ形での必要最低限の範囲に留めることで、広島県と合意した。 ・屋上防水工事、外壁の改修工事、食堂・厨房の改装、空調設備の増設、給水管・給湯設備の更新 等を実施した。
H27.2	【安芸高田市公共施設総合管理計画】 ・市が保有している公共施設の老朽化が進み、今後大量に更新期を迎えることが予想され、人口減少が進み今後の利用需要が大きく減ることが見込まれる中で、現状の公共施設の延床面積を今後 20 年間の間に 30%減らす目標を掲げた「安芸高田市公共施設等総合管理計画」が策定された。 ⇒H29.3 に、「公共施設等個別管理計画」で、安芸高田少年自然の家は、廃止という方向性が出された。
H28.2	・市の施設として利用を始めて 10 年経つのを前に、今後維持していくかどうかを検討した結果、 ○毎年 2,000 万円以上の費用の持ち出しをしながら運営していること ○今後も活用するためには耐震工事も含めた大規模な改修を行う必要があること ○市内の小中学生の体験学習の場としては、市外の施設を利用することで対応可能であること などから、総合的に判断し、H29.3 で廃止する条例を提出し、議決された。
H29.2	・H29.3 で少年自然の家としては廃止するが、その後の利活用について関係する市民・団体、外部の学識経験者による検討委員会を設置して、幅広い意見を求めることになった。

⇒市内の公共施設の総延床面積を 20 年以内に 30%減らすという目標の下、本施設については廃止する計画になっている。本施設を利活用する場合には民間活力による施設改修、施設運営を基本とする。

・ 移住・定住及び地域の活性化に資する施設として活用する方向で検討する。

⇒地域の代表者、利用団体の代表者、市内関係団体の代表者など、それぞれの立場で利活用について意見をいただくが、最終的にはこの委員会としての1つの方向性、又は2～3の具体的な利活用案にまとめる必要がある。選出団体としての意見を述べながらも、他の委員の意見も取り入れ、安芸高田市の活性化に本施設を活かすために最も良い方法は何かを検討し、本委員会としての意見をまとめることとした。

2.利活用の検討の進め方

時期	回	内容
6月26日	第1回	主旨の説明、区域の制約の説明

各団体に持ち帰り、利活用の案を検討

7月中旬	第2回	利活用の方向について意見集約
8月上旬	第3回	利活用の方向について意見集約、まとめ
9月上旬	第4回	利活用の条件書の案を提示、意見集約

県・文化庁に、利活用の方向について確認

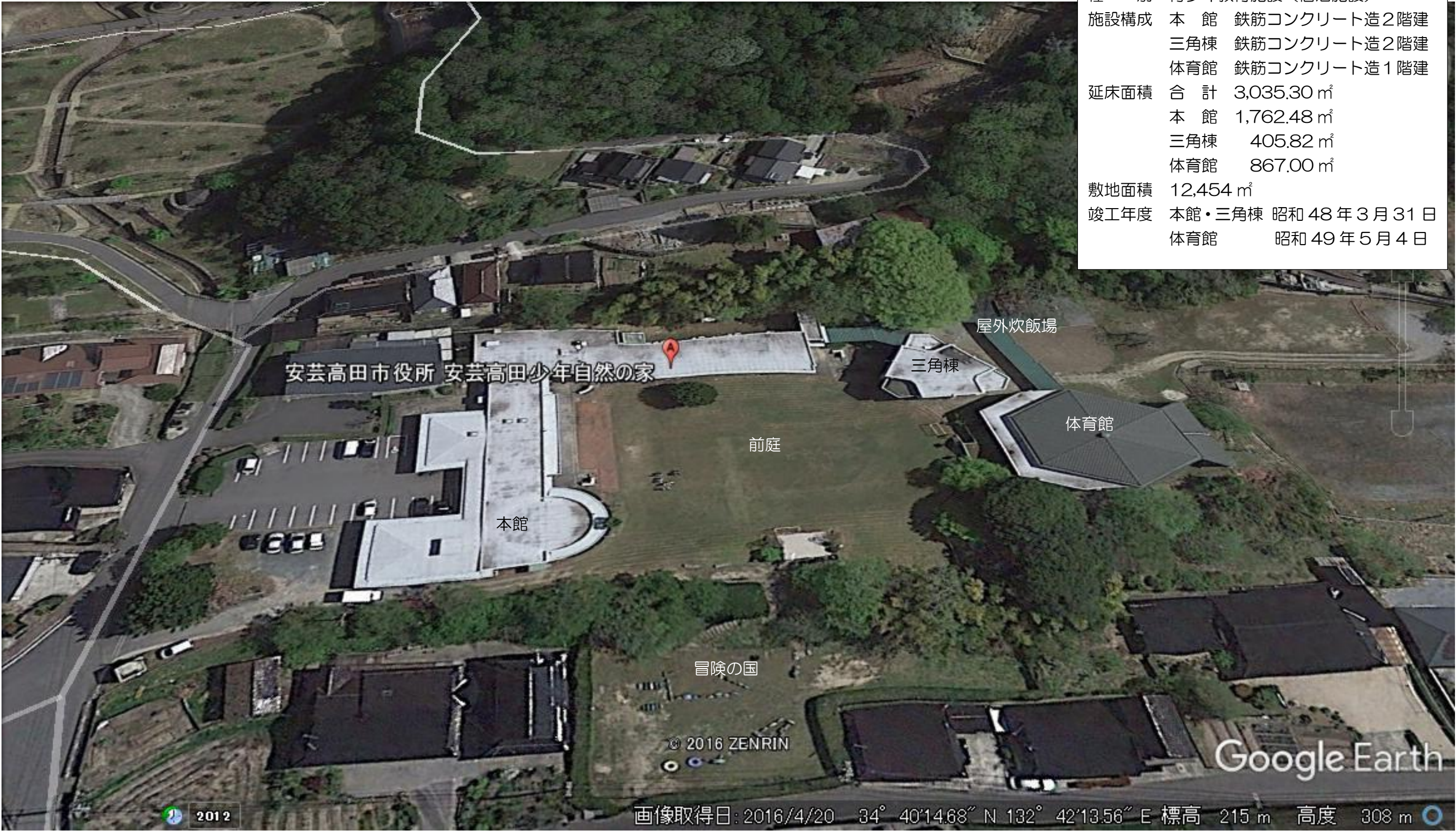
10月上旬	第5回	利活用の条件書の決定
-------	-----	------------

⇒利活用の条件書を広く公開し、公募

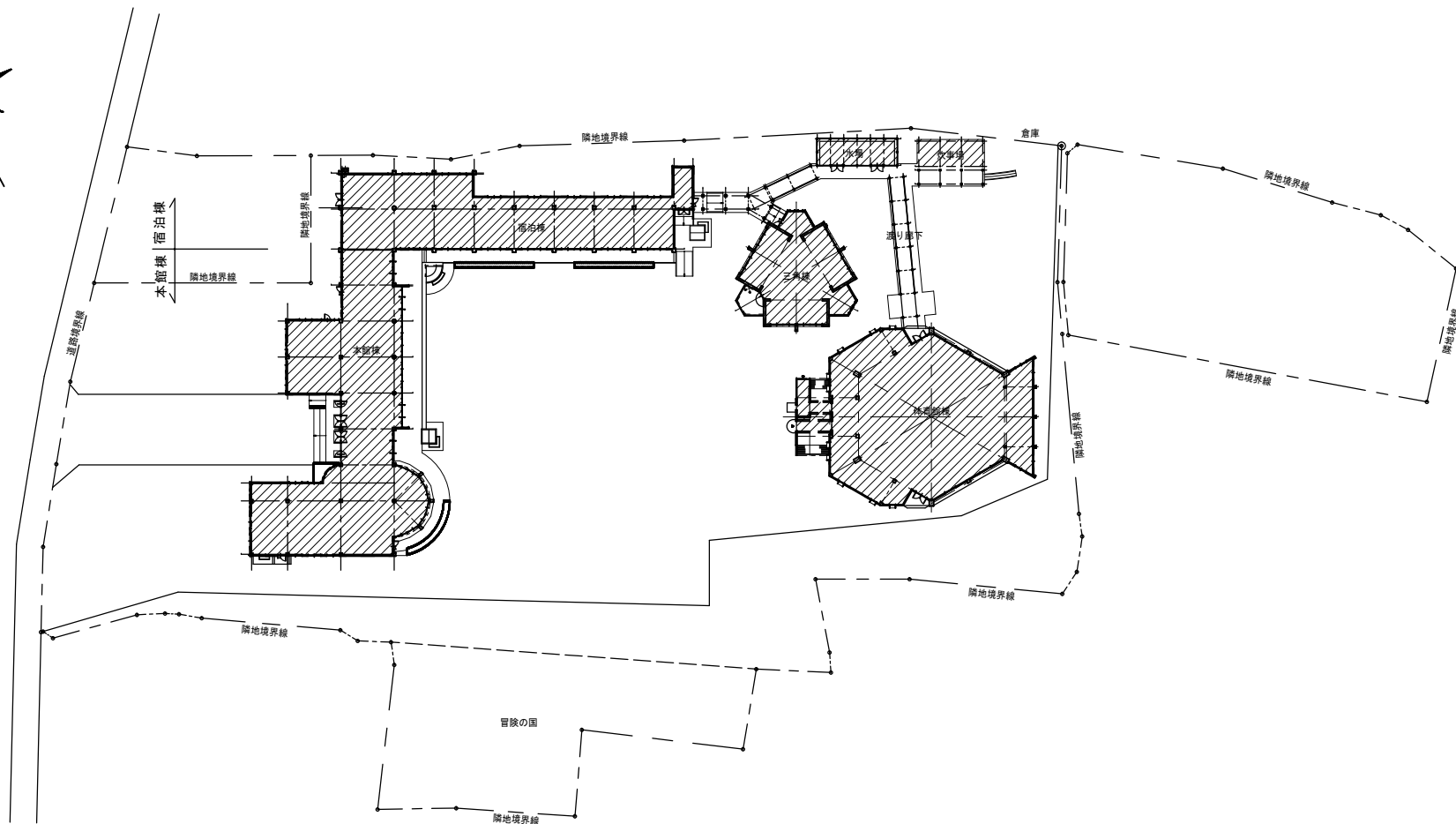
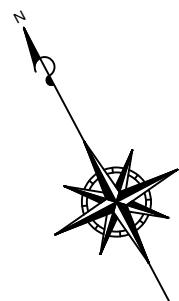
⇒応募があったものを集約

1月下旬	第6回	利活用案に対する意見を集約
------	-----	---------------

安芸高田少年自然の家の現況



名 称	安芸高田少年自然の家
所 在	安芸高田市吉田町吉田 406 番地
種 別	青少年教育施設（宿泊施設）
施設構成	本 館 鉄筋コンクリート造2階建 三角棟 鉄筋コンクリート造2階建 体育館 鉄筋コンクリート造1階建
延床面積	合 計 3,035.30 ㎡ 本 館 1,762.48 ㎡ 三角棟 405.82 ㎡ 体育館 867.00 ㎡
敷地面積	12,454 ㎡
竣工年度	本館・三角棟 昭和 48 年 3 月 31 日 体育館 昭和 49 年 5 月 4 日



安芸高田市

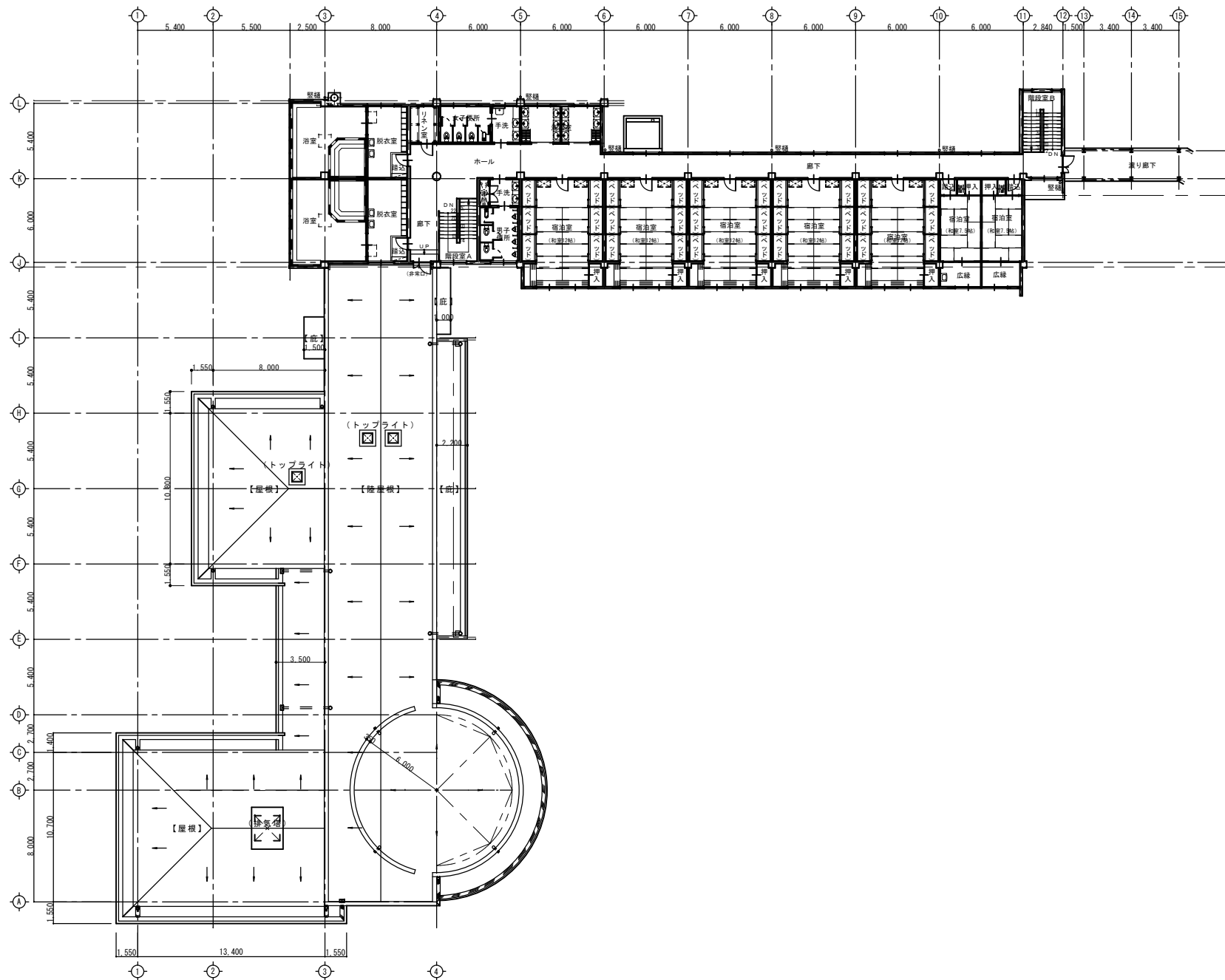
工事名 安芸高田少年自然の家改修工事

図面名 配置図

縮尺 1:500

図番

A-11

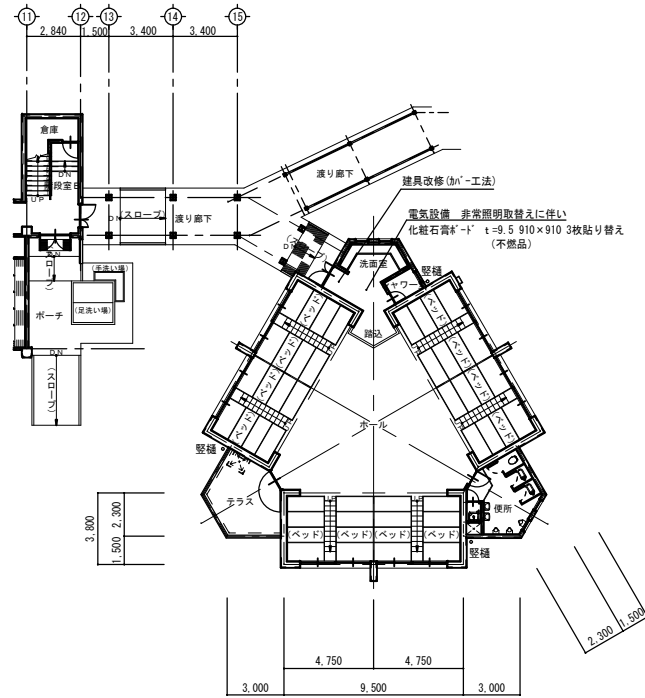


安 芸 高 田 市

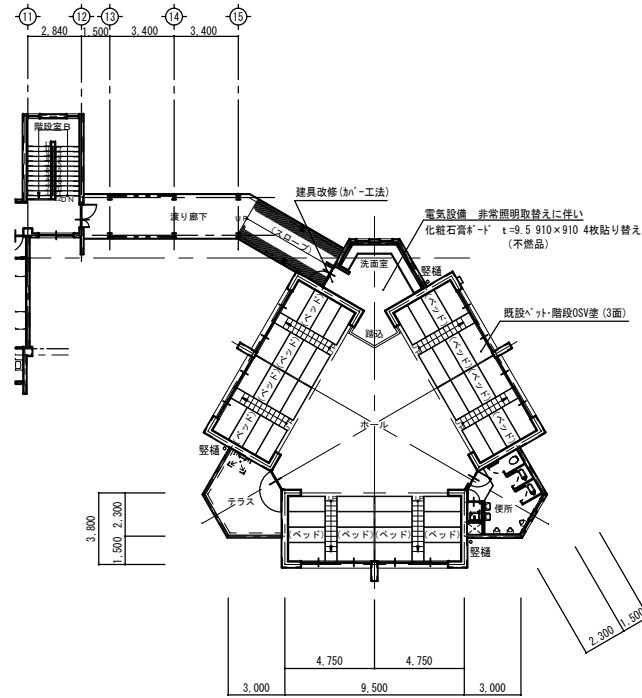
工事名 安芸高田少年自然の家改修工事
図面名 本館棟、宿泊棟
リニューアル後2階平面図

縮尺 1:200

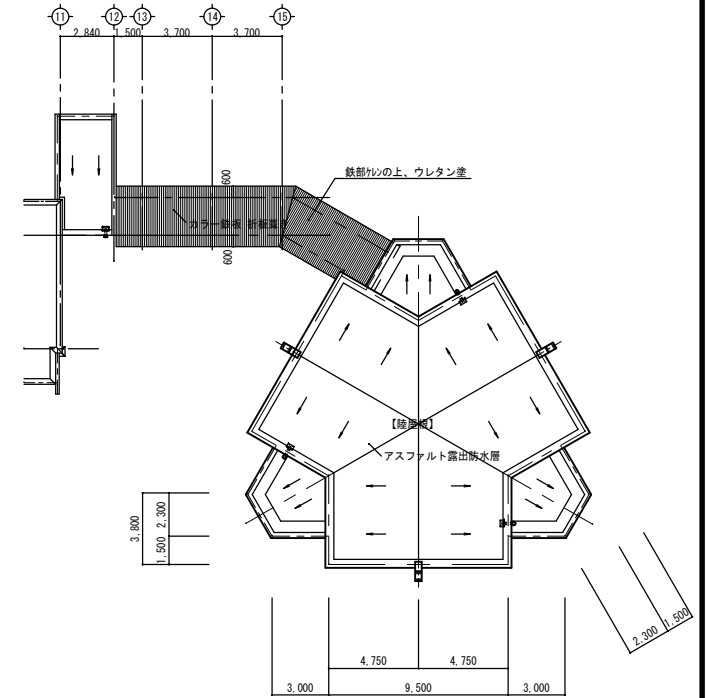
図番
A-20



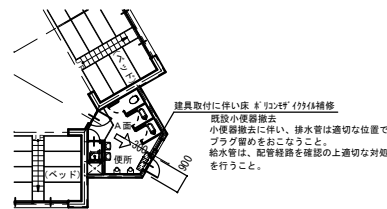
既設1階平面図 1:200



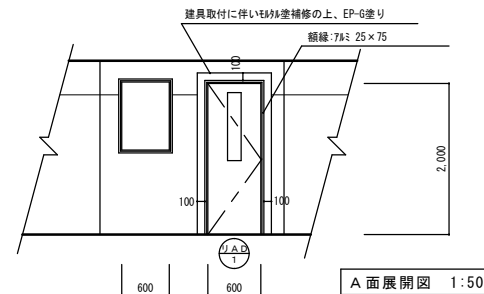
既設2階平面図 1:200



既設屋根伏図 1:200



リニューアル後1階平面図 1:200



A面展開図 1:50

工事名	少年自然の家リニューアル工事	図番	A-21
図面名	三角棟1、2階平面図、屋根伏図	縮尺	1:200

「安芸高田少年自然の家」施設利活用の制約等について

平成 29 年 4 月 1 日、40 年以上の歴史に一旦幕を閉じることとなった少年自然の家ですが、今年度、新たな利活用について、官民一体となって検討を進めます。ここで、利活用の障壁となる制限等について整理します。

項目	制約・条件等	解説
施設売買の制約	有償で売却・賃貸する場合、残りの耐用年数に応じて国庫補助金の返却が必要	昭和 47 年広島県は建設経費として、公立社会教育施設整備費補助金（国庫補助金）4 千万円を受けている。この施設の耐用年数は 60 年で、まだ耐用年数が残っているため、有償での取引を行う場合には、残りの耐用年数に応じて国庫補助金の返却が必要となる。
国史跡指定による制約	●転用、増改築については、県・文化庁との都度協議が必要。 ●外観の大幅変更は認められない。 ●掘削を伴う工事は基本的にできない。但し、既存の水道管等ライフラインの埋め直しは可能。 ●敷地内への新築物はできない。	少年自然の家の敷地（冒険の国エリアは除く）は、「御里屋敷跡」ではということで、昭和 63 年に施設毛利氏城跡として、国史跡に追加指定されている。このため、当時策定した保存管理計画にも、「以後の増築改築は原則として認めない」と明記されている。よって、史跡範囲内として不適切な外観の変更や、新たな掘削を伴う工事は認められず、改修事項は都度県・文化庁との協議が必要となる。尚、平成 19 年当市への譲渡後の改修工事においてもこの条件の元を実施している。
都市計画法と建築基準法による制約	建築できないもの ●（日用品販売店舗、喫茶店、理髪店、物品販売店舗、飲食店、銀行など）以外の店舗 ●事務所 ●遊戯施設・風俗施設 ●倉庫業の倉庫	昭和 55 年に自然の家周辺は、都市計画法により第一種中高層住宅地域に指定されており、中高層住宅の良好な住環境を守るための地域であることから、建築基準法で同地域に建築できる建物用途が規制されている。法によれば、ホテル・旅館は建築できないが、少年自然の家は宿泊施設として、既存不適格建築物になるものの、指定前の建築物であることから、取得権が認められ、ホテル・旅館としての継続使用や一定の範囲内での増改築が認められている。
新耐震基準不適合	耐震診断及び耐震工事が必要	昭和 56 年に耐震基準が大きく改正され、現行の新耐震基準となっている。少年自然の家の各施設は、昭和 47 年に建築されているので、新耐震基準を満足していない。